

○総務省令第十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

総務大臣 金子 恭之

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法制管理室及び調査官)

第十六条 調査法制課に、法制管理室及び調査官一人を置く。

2 法制管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一〕 略

〔削る〕

二 略

〔削る〕

三 略

〔削る〕

〔3・4 略〕

(地方業務室及び企画官)

第十八条 総務課に、地方業務室及び企画官一人を置く。

〔2・4 略〕

(客観性担保評価推進室及び企画官)

第十八条の三 政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官一人を置く。

〔2・4 略〕

(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官)

第二十二条 住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに企画官及び本人確認情報保護専門官それぞれ一人を置く。

2 デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一・二 略〕

三 地方公共団体情報システムの標準化(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化をいう。)に関する事。

四 前三号に掲げるもののほか、住民制度課の所掌事務のうち地方公共団体の情報システムの基盤整備に係るものに関する事。

〔3・5 略〕

6 企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報システムに関する重要事項についての企画及び

(法制管理室及び調査官)

第十六条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕 同上

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関する事。

三 同上

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関する事。

五 同上

六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関する事。

〔3・4 同上〕

(地方業務室及び企画官)

第十八条 総務課に、地方業務室及び企画官三人を置く。

〔2・4 同上〕

(客観性担保評価推進室及び企画官)

第十八条の三 政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官一人を置く。

〔2・4 同上〕

(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官)

第二十二条 住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官一人を置く。

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔新設〕

三 前二号に掲げるもののほか、住民制度課の所掌事務のうち地方公共団体の情報システムの基盤整備に係るものに関する事。

〔3・5 同上〕

〔新設〕

<p>立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>7 [略]</p> <p>(行政経営支援室)</p> <p>第二十二條の二 市町村課に、行政経営支援室を置く。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>[削る]</p> <p>(税務管理官及び企画官)</p> <p>第三十四條 都道府県税課に、税務管理官及び企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 税務管理官は、命を受けて、都道府県税(道府県税及び都税(道府県税として課することができる税目に限る。))をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。以下この条において同じ。)の制度の運営の技術的助言及び都道府県税に係る相談に関する事務を行う。</p> <p>3 企画官は、命を受けて、都道府県税に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>(企画官及び外資規制審査官)</p> <p>第四十八條 放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関することのうち特定事項を処理する。</p> <p>(調査官)</p> <p>第五十五條 総務課に、調査官一人を置く。</p> <p>2 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。</p> <p>(監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官)</p> <p>第六十四條 電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。</p> <p>[2~5 略]</p> <p>6 企画官は、命を受けて、電波環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(教務部の所掌事務)</p>	<p>立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>7 [略]</p> <p>(行政経営支援室及び企画官)</p> <p>第二十二條の二 市町村課に、行政経営支援室及び企画官一人を置く。</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 企画官は、命を受けて、地方公共団体における情報通信技術の活用等による行政改革の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>(税務管理官)</p> <p>第三十四條 都道府県税課に、税務管理官一人を置く。</p> <p>2 税務管理官は、命を受けて、都道府県税(道府県税及び都税(道府県税として課することができる税目に限る。))をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。以下この項において同じ。)の制度の運営の技術的助言及び都道府県税に係る相談に関する事務を行う。</p> <p>[新設]</p> <p>(企画官)</p> <p>第四十八條 放送政策課に、企画官一人を置く。</p> <p>[2 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>第五十五條 削除</p> <p>(監視管理室及び認証推進室並びに電波環境推進官及び電波監視官)</p> <p>第六十四條 電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。</p> <p>[2~5 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>6 [同上]</p> <p>7 [同上]</p> <p>(教務部の所掌事務)</p>	<p>立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>7 [略]</p> <p>(行政経営支援室)</p> <p>第二十二條の二 市町村課に、行政経営支援室を置く。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>[削る]</p> <p>(税務管理官及び企画官)</p> <p>第三十四條 都道府県税課に、税務管理官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 税務管理官は、命を受けて、都道府県税(道府県税及び都税(道府県税として課することができる税目に限る。))をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。以下この条において同じ。)の制度の運営の技術的助言及び都道府県税に係る相談に関する事務を行う。</p> <p>3 企画官は、命を受けて、都道府県税に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>(企画官及び外資規制審査官)</p> <p>第四十八條 放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関することのうち特定事項を処理する。</p> <p>(調査官)</p> <p>第五十五條 総務課に、調査官一人を置く。</p> <p>2 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。</p> <p>(監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官)</p> <p>第六十四條 電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。</p> <p>[2~5 略]</p> <p>6 企画官は、命を受けて、電波環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(教務部の所掌事務)</p>
--	---	---

<p>第八十一条 教務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 研修を受けるため入校する者（<u>第八十三条第三号</u>において「研修生」という。）の入校、退校、卒業その他身分取扱いに関すること。</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>（研究部員）</p> <p>第八十六条 研究部員は、<u>第八十二条第二号</u>及び<u>第三号</u>に掲げる調査及び研究を行う。</p>	<p>第八十一条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 研修を受けるため入校する者（<u>第八十二条第三号</u>において「研修生」という。）の入校、退校、卒業その他身分取扱いに関すること。</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>（研究部員）</p> <p>第八十六条 研究部員は、<u>第八十一条第二号</u>及び<u>第三号</u>に掲げる調査及び研究を行う。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。